



2024年7月26日

各 位

会 社 名 株式会社 七 十 七 銀 行  
代 表 者 名 取締役頭取 小 林 英 文  
(コード番号 8341 東証プライム・札証)  
問 合 せ 先 執行役員総合企画部長 田邊 茂  
(TEL 022-267-1111)

## 第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当行は、2024年7月26日開催の取締役会において、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の継続および追加拠出に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 処分要領

(1) 処分期日	2024年8月22日
(2) 処分株式の種類および数	普通株式 128,100 株
(3) 処分価額	1株につき 4,280 円
(4) 処分総額	548,268,000 円
(5) 処分予定先	①日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76097 口) ②日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口・76137 口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

### 2. 処分の目的および理由

当行は、当行の業務執行取締役および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、当行の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、2024年5月10日開催の取締役会において本制度の継続および追加拠出について決議しております。

本自己株式処分は、役員報酬B I P信託の継続に伴い、当行が三菱UFJ信託銀行株式会社との間で締結する2つの役員報酬B I P信託契約（以下「各信託契約」という。）の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対して行うものであります。

処分株式数の希薄化の規模は2024年3月31日現在の発行済株式総数に対し0.17%（小数点第3位を四捨五入、2024年3月31日現在の総議決権個数745,034個に対する割合0.17%）となります。

本自己株式処分により割り当てられた当行株式は株式交付規定に従い取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本制度の継続に関する詳細につきましては、2024年5月10日付で公表いたしました「業績連動型株式報酬制度の継続および追加拠出に関するお知らせ」をご参照ください。

#### 【各信託契約の内容】

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役等に対するインセンティブの付与
委託者	当行
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	専門実務家であって当行と利害関係のない第三者
信託契約日	2017年8月15日
信託の期間	2017年8月15日～2024年8月31日 （2024年8月の信託契約の変更により、2027年8月31日まで 延長予定）
議決権行使	行使しないものとします。

### 3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2024年7月25日）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当行株式の終値である4,280円としております。取締役会決議日の前営業日の当行株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

### 4. 企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条および証券会員制法人札幌証券取引所の定める企業行動規範に関する規則第2条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以 上